

草津市議会議員政治倫理条例 概念図

目的

§1

- ・ 議員の政治倫理の確立と向上
- ・ 清浄で公正に開かれた民主的な市政の発展に寄与すること

- ・ 議員の政治倫理に関する規律の基本となる事項を定めること
- ・ 議員自らがその高潔性を実証する諸方策を講ずること
- ・ 市民も市政に対する正しい認識と自覚のもとに行動すること

責務

§2

- 議員** ・ 政治倫理規準を遵守して活動すること
- ・ 高潔性を明らかにしながら、議員の使命達成に努めること

- 市民** ・ 議員に対してその地位による影響力を不正行使させる働きかけの禁止

政治倫理規準 §3

- ① 品位と名誉の維持および疑惑行為の禁止
- ② 公共の利益を指針とすることおよび金品の受け取り禁止
- ③ 特定の者に対する有利な取り計らいの禁止
- ④ 政治的または道義的批判を受けるおそれのある寄附の受け取り禁止
- ⑤ 市の職員への職務に関する不当介入禁止
- ⑥ 市の職員に対する人事等への関与禁止

規準違反の批判を受けたときは、誠実な態度をもって疑惑の解明に当たり、責任を明らかにしなければならない。

遵守事項 §11, 12

- 議員が
- ・ 企業等の役員
 - ・ 市から補助金等の交付を受けている社会福祉法人または学校法人の役員に就任している場合
- 工事等の契約や指定管理者の指定について、疑惑の念を生じさせる取り扱いを禁止
 - 役員に就いているときは、その旨を届け出る。

→ 議長は、市民の閲覧に供する。

審査・調査

政治倫理審査会

審査会の設置

- ・ 委員定数 6 人以内
- ・ 原則公開

審査会の運営

- ・ 請求の適否
- ・ 違反の存否

- ・ 出席要請
- ・ 意見、事情聴取
- ・ 報告請求

} 審査・調査

市長の政治倫理条例

資産等報告書の提出 §6

審査会の要求があるときは、議員は資産等報告書を提出しなければならない。

議員の協力義務 §7

・ 審査会の要求があるときは、審査に必要な資料を提出、会議に出席して説明をしなければならない。

審査結果の尊重 §8

・ 議会は、審査会の報告を尊重し、違反したと認められる議員に対し、必要な措置を講じる。

§5

市長

議長

監視

市民

審査等付託

報告措置勧告

送付

送付

審査等請求

公表

- ・ 有権者 200 人以上の連署 または
 - ・ 議員 4 人以上の連署
- + 証拠資料 §4

問責制度 §9, 10

法令違反行為があった場合に、その政治的、道義的責任を問うもの

対象となる行為

- ・ 収賄、贈賄、その他職務関連法令違反
- ・ 職権濫用、詐欺、背任等公職選挙法違反

- 議員がその職にとどまろうとするとき
⇒ 説明会の開催

- 刑が確定し、なお、議員が辞職手続きをとらないとき
⇒ 辞職勧告